

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

不要の文字を消す。

宣言書に記載の「宣言日」

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和 8 年 12 月 12 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

愛媛県知事 殿

令和 8 年 7 月 1 日

「A.取り組みを行う」は次の場合を指す。

- ① 審査基準日時点で「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日が到来していない者
- ② 取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う者

「B.取り組みを行っている」は次の場合を指す。

- ① 審査基準日時点で「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日が到来している者
- ② 当該自主宣言の取り組みを行っている者

申請区分 **B** (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	令和 8 年 1 月 31 日
取組開始日	令和 7 年 12 月 12 日

宣言書に記載の「取組開始日」

記載要領

- 1 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 3 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 4 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 5 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 6 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。